

「財務省理財局の情報システムに係るGSS移行へ向けた設計・開発及び機器賃貸借業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項目番号	該当箇所			意見内容	修正有無	回答	
	対象	頁	項目番号				
1 調達仕様書	10 1.6.			<p>本業務を実施するに当たり、「図1 作業スケジュール」のとおり計画している。本業務における詳細なスケジュールは、財務省及び関連事業者と協議の上、決定する。</p> <p>なお、本スケジュールは見込みであり、変動する可能性がある。</p> <p>GSS移行対応：令和8年4月1日～令和9年6月30日</p> <p>GSS移行対応に伴う機器賃貸借：令和9年6月1日～令和12年3月31日</p> <p>財務局LAN及び行政LANのそれぞれ想定されるスケジュールは以下の通りである。</p> <p>財務局LANのGSS移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行リハーサル：令和8年11月 ・移行：令和9年12月 <p>行政LANのGSS移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行リハーサル：令和9年4月 ・移行：令和9年6月 	要件の明確化のため。	有	<p>以下のとおり修正します。</p> <p>財務局LAN及び行政LANのそれぞれ想定されるスケジュールは以下のとおりである。</p> <p>財務局LANのGSS移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行リハーサル：令和8年9月以降 ・移行：令和9年12月 <p>行政LANのGSS移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行リハーサル：令和9年1月以降 ・移行：令和9年6月
2 調達仕様書	12 33 2.2. 5.1.		①	<p>表1 調達案件及び関連調達案件について</p> <p>② 図2 作業実施体制（案）</p>	関連調達及び事業者の明確化のため。	有	<p>以下の関連調達を追記しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク構成機器及び保守 ・財務省GSS連携システム業務 ・財務省行政情報化LANシステム（ネットワーク基盤） ・財務局のガバメントソリューションサービスへの移行に伴う個別機能の整備、移行支援等業務 ・財務局のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守 ・財務局行政情報化LANシステム
3 調達仕様書	17 3.1.1. (2)		① 行政LAN更改革事業者への対応 ② 行政LAN更改革事業者の計画にしたがって移行リハーサル、切替時の動作確認などに対応する。	<p>行政LANの切り替え延伸となった場合、計画の見直しが発生する認識です。場合によっては作業期間や費用の見直しを含む契約変更が発生する可能性があります。</p> <p>以下のように修正されはいかがでしょうか。</p> <p>（修正案）</p> <p>① 行政LAN更改革事業者への対応 行政LAN更改革事業者の計画にしたがって移行リハーサル、切替時の動作確認などに対応する。 各事業者の場合によって、切替時期が変更となり、本業務のスケジュール外となった場合は、財務省及び関連事業者と対応について協議すること。</p>	要件の明確化のため。	有	ご指摘のとおり修正します。
4 調達仕様書	17 3.1.1. (2)		⑤ 財政融資資金電算機処理システムクラウド型WAF機能の整備 行政LANシステムが提供するクラウド型WAF機能が、GSSでは提供されないため、財政融資資金電算機処理システム向けにクラウド型WAF機能を整備する。 本調達では、クラウド型WAF機能の導入、構築を行なう。	<p>① クラウド型WAF機能を導入し、契約期間中のサービス提供も本調達の範囲と認識します。</p> <p>② クラウド型WAF機能の構築完了後、その運用（チューニング、設定変更、ログの分析など）は本調達の範囲外と認識しています。</p> <p>上記②の認識に相違なければ、リリース後の安定稼働のために運用保守事業者への引継ぎを確実に実現する必要があると考えられるため、以下のように修正されはいかがでしょうか。</p> <p>（修正案）</p> <p>③ 財政融資資金電算機処理システムクラウド型WAF機能の整備 行政LANシステムが提供するクラウド型WAF機能が、GSSでは提供されないため、財政融資資金電算機処理システム向けにクラウド型WAF機能を整備する。 本調達では、クラウド型WAF機能の導入、構築（令和12年3月31日までのサービス提供を含む）を行う。構築完了後、クラウド型WAF機能の運用（チューニング、設定変更、ログの分析など）は別途調達する運用保守事業者が実施する。そのため、確実な引継ぎを実施すること。</p>	要件の明確化のため。	有	ご指摘のとおり修正します。
5 調達仕様書	24 3.2.12. (2)		③ 移行作業開始条件 行政LAN更改革事業者及び財務局LAN更改革事業者の移行計画にしたがって、移行リハーサルに対応すること。	<p>移行リハーサルの対応は、行政LAN更改革事業者及び財務局LAN更改革事業者の計画にしたがうことは理解していますが、作業条件の明確化と示報の公平性に、想定する移行リハーサルの回数を記載してはいかがでしょうか。</p> <p>（修正案）</p> <p>③ 移行作業開始条件 行政LAN更改革事業者及び財務局LAN更改革事業者の移行計画にしたがって、移行リハーサルに応じること。</p> <p>行政LAN更改革事業者及び財務局LAN更改革事業者の移行リハーサルへの対応は、それぞれ別途（別2回）を想定している。</p>	前提条件の確認のため。	有	<p>以下のとおり修正します。</p> <p>行政LAN更改革事業者及び財務局LAN更改革事業者の移行リハーサルへの対応は、それぞれ別途（別2回）を想定しているが、状況が変更となった場合は財務省の上対応すること。</p>
6 調達仕様書	36 5.3.		② 本業務の作業場所は日本国内とし、日本国内に設置され国内で開設した開発環境にて作業を行うこと。また、本業務で得た情報等は国外に持ち出さないことを前提とするが、開発等に生成AI等を活用することが本業務を履行する上で必要となる場合は、財務省と協議し、承認を得ること。	<p>開発等に生成AI等の活用が普及してきています。生成AI等の活用に関して、将来的な可能性に開かれた状況に応じるために、以下のように修正されはいかがでしょうか。</p> <p>（修正案）</p> <p>② 本業務の作業場所は日本国内とし、日本国内に設置され国内で開設した開発環境にて作業を行うこと。また、本業務で得た情報等は国外に持ち出さないことを前提とするが、開発等に生成AI等を活用することが本業務を履行する上で必要となる場合は、財務省と協議し、承認を得ること。</p>	入札公平性の確保、前提条件の確認のため。	有	<p>「5.3. 作業場所」ではなく、「6.1. 機密保持、資料の取扱い」において以下のとおり追記いたします。</p> <p>生成AI等を利用するが本業務を履行する上で必要となる場合は、利用する生成AI、利用者、利用方法及び情報セキュリティ対策等について財務省に報告し、事前に承認を得ること。</p>
7 調達仕様書	51 10.1.		(2) 受託者が本業務期間中に取り込む改修資産について、他事業者による瑕疵があり、本業務の遂行に重大な影響を与えると判断した場合は、速やかに財務省と協議すること。また、状況により他事業者を交え協議すること。	<p>①「他事業者による瑕疵」としては、財務局LAN更改革事業者及び行政LAN更改革事業者の作業が、本業務に影響を与える可能性もあると考えています。</p> <p>②左記の記載の場合、重複かどうか判断した上で、貴省と協議するように読み取れます。</p> <p>上記2点を踏まえて、以下のように修正されはいかがでしょうか。</p> <p>（修正案）</p> <p>② 受託者が本業務期間中に取り込む改修資産や他事業者が主体となって実施する作業について、他事業者による瑕疵があり、本業務の遂行に重大な影響を与える可能性がある場合は、速やかに財務省と協議すること。また、状況により他事業者を交え協議すること。</p>	要件の明確化のため。	有	<p>以下のとおり修正します。</p> <p>② 受託者が本業務期間中に取り込む改修資産や他事業者が主体となって実施する作業について、他事業者による瑕疵があり、本業務の遂行に重大な影響を与える可能性がある場合は、速やかに財務省と協議すること。また、状況により他事業者を交え協議すること。</p>